

「三重県青少年健全育成条例」の一部改正について

1 改正理由

民法改正に伴い削除された成年擬制の経過措置が終了することや、性犯罪関係の刑法改正に伴い法を引用している三重県青少年健全育成条例（以下「条例」という）の規定を整備するための改正を行うものです。

2 法改正の概要

（1）民法改正

民法改正により成年擬制が削除され、その経過措置が終了します。

※成年擬制とは「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす」規定です。

（2）刑法改正

ア 強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪、強制性交等罪と準強制性交等罪がそれぞれ統合され不同意わいせつ（刑法176条）不同意性交等（刑法177条）とされました。

イ 16歳未満の者に対する面会要求等の罪が新設（刑法182条）され、実際の性犯罪に至る前の面会要求行為等が新たに処罰されることになりました。

3 条例改正内容

（1）民法改正に係る条例改正

条例第3条第1項で規定する青少年の用語の定義から「（婚姻により成年に達したものとみなされるものを除く。）」との文言を削除します。

（2）刑法改正に係る条例改正

条例第24条の2は青少年が暴走族などの非行集団に引き込まれることを防止するため、非行集団の指導や援助を禁じ健全育成を図るための規定であり、非行集団とは同条第1号（刑法、性犯罪など）から7号（道路交通法、共同危険行為）で限定列挙している行為をする集団と規定しています。

非行集団の行為に

- ・ 強制わいせつ罪・強制性交等罪に引き続き不同意わいせつ罪・不同意性交等罪を規定
- ・ 準強制わいせつ及び準強制性交等罪を削除
- ・ 16歳未満の者に対する面会要求等罪を実際の性犯罪につながる可能性を鑑みて新たに規定

します。

3 今後の予定

令和5年	12月	パブリックコメント実施
令和6年	2月	議案提出
	3月	常任委員会（議案審議） 公布、条例第24条施行
	4月	条例第3条施行

